

陳 情	受 理 番 号	120	受 理 年 月 日	令和5年6月27日	付 託 委員会	総 務
件 名	有事法制に基づき早急に全国に地下シェルター建設を求める意見書（意見書の提出を求める事について）					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願ひいたします。

有事法制に基づき 早急に全国に地下シェルター建設を求める意見書 （意見書の提出を求める事について陳情書）

有事法制は平成15年6月に「武力攻撃事態対処関連法」として成立した。

「事態対処関連法」は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立、並びに国民の安全の確保に関する法律を言う。

有事法制全体の基本的な枠組みを示した法律として、その上国防、防衛費予算を数年先は約40兆円を超える予算を見積もっている。

この予算案で今国会で議論の的となっている。

いざ有事や事変の際、国民の安全で安心できる暮らしの議論が不十分である。現にウクライナとロシアの戦争では、ウクライナ国民は地下シェルターに避難し耐え忍び恐怖の中で生き延びている。

北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）は国連安保理決議を無視し、我が国のEEZ内外へ、ミサイル発射を連発している。今回は軍事偵察衛星と称しICBMの発射実験を繰り返し、そのため沖縄本島や南西諸島（与那国島、石垣島、宮古島）に迎撃ミサイル「PAC3」を配備している。防衛大臣は万が一の場合、ミサイル破壊することを自衛隊に命令を出した。

又、先般中国は台湾を取り囲み軍事演習を数日間行った。演習中にミサイル数発が我が国の「EEZ」内外に落下した。

しかも与那国島の近海で島から約100km内外との報道があり、もし与那国島に落下し多数の死傷者や被害が及ぶ可能性を考えれば恐怖が増すばかりである。

そこで南西諸島で自衛隊駐屯地を建設する以前に地域住民説明会において基地建設と同時に島民や県民、国民が安全で安心して生活できる堅牢なシェルター建設を約束すべきであり、基地建設ありきの議論では将来に多くの禍根が残りかねません。

したがって、県民、国民の信頼を得るため「有事法制」に基づき事変に対処すべく、安全で堅牢なシェルターを全国各地に速やかに実現するように下記事項を強く求めます。

記

- 1、南西諸島を優先第一にし、沖縄県内各地及び全国に堅牢なシェルターを建設すること。
- 2、シェルター内には、生活に必要なすべての物資を備蓄すること。
- 3、幼児から老人まで必要な医療設備等を完備すること。
- 4、冷暖房、空気清浄機等を完備すること。
- 5、病人、負傷者等の手当てをする医師、看護師等の確保を図ること。

【あて先】

- ・内閣総理大臣 岸田 文雄
- ・防衛大臣 浜田 靖一
- ・沖縄県知事 玉城 デニー

以上